

指 定 訪 問 介 護 重 要 事 項 説 明 書

合同会社美聖 訪問介護センター

当事業者はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◇◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. 苦情の受付について

1. 事業者

- (1) 法人名 合同会社 美聖
(2) 法人所在地 宮崎県宮崎市大字恒久4769-16
(3) 電話番号 0985-41-5841
(4) 代表者氏名 代表社員 山本 美由紀
(5) 設立年月 令和 4年 11 月 1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
(2) 事業の目的 身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある方について、在宅で入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・買い物等の家事援助その他日常生活を営むのに必要なサービスを提供する。
(3) 事業所の名称 合同会社美聖 訪問介護センター
(4) 事業所番号 4570109969
(5) 事業所在地 宮崎県宮崎市吉村町下別府乙7-5小川コーポ101-103号
(6) 電話番号 0985-86-8880
(7) 管理者 落丸 慶子
(8) 当事業所の運営方針
訪問介護事業は「暮らし続けてきた地域で老後を」と高齢者が快適で安らかに可能な限り居宅において、その能力に応じて日常生活を営むことが出来るよう配慮して、要介護状態又は要支援状態にある利用者の心身の状況、世帯の状況利用者の人格を尊重し、相手の立場に立ったサービス提供に努め、自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体の介護に関するサービス、家事に関するサービス、相談、援助サービス等生活全般にわたるきめ細かな援助を行う。
また、地域との連携を密にし、町行政、保健、医療機関及び福祉サービス提供者との密接な連携に努め、介護保険下において、利用者ごとの個別援助計画を作成し、ホームヘルプサービスへの信頼感を深め、さらにサービスの質の向上に努めたいと考えている。
(9) 開設年月 令和 4年 11 月 1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 宮崎市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8：30～17：30
サービス提供時間	24時間

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況 職員の配置については、指定基準を遵守しています。〉

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1		1	1名	運営・管理業務 訪問介護業務
2. サービス提供責任者	1		1	1名	サービス提供総括及び 訪問介護業務
3. 訪問介護員	5	6	8.7	2.5名	
(1) 介護福祉士	2	1	2.5		訪問介護活動
(2) 看護師	2	0			訪問介護活動
(3) 介護福祉士実務者研修 （ヘルパー1級）	1	3			訪問介護活動
(4) 介護職員初任者研修 （ヘルパー2級）		2			訪問介護活動

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の訪問介護員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約の方に対しサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、

- （1）利用料金が介護保険から給付される場合
- （2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

- （1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）
以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

- 身体介護
入浴・排泄・食事の介護を行います。
- 家事援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた介護計画に定められます。

① 身体介護

- 入浴介助
…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）など行います。
- 排泄介助
…排泄の介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助
…食事の介助を行います。
- 体位交換
…体位の変換を行います。
- 通院介助
…通院の介助を行います。

② 生活援助

- 調理
…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族の分の調理は行いません。）
- 洗濯
…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族の分の洗濯は行いません。）
- 掃除
…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- 買い物
…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

〈サービス利用料金〉（契約書第8条参照）
それぞれのサービスについて、平常の時間帯（8時～18時）での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満 (生活援助は40分未満)	30分以上 1時間未満 (生活援助は45分以上)
身体 介護	1. 利用料金	1, 630円	2, 440円	3, 870円
	2. うち介護保険から給付される 金額（9割）	1, 467円	2, 196円	3, 483円
	3. サービス利用に係る自己負担 額（1割）	163円	244円	387円
	3. サービス利用に係る自己負担 額（2割）	326円	488円	774円
	3. サービス利用に係る自己負担 額（3割）	489円	732円	1, 161円
生活 援助	1. 利用料金	-	1, 790円	2, 200円
	2. うち介護保険から給付される 金額（9割）	-	1, 611円	1, 980円
	3. サービス利用に係る自己負担 額（1割）	-	179円	220円
	3. サービス利用に係る自己負担 額（2割）	-	358円	440円
	3. サービス利用に係る自己負担 額（3割）	-	537円	660円

☆サービスに要する時間は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間でなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付体系により計算されております。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金の割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・ 早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・ 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

＊ 2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・ 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）
以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を越える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を越えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

	20分未満	20分以上 30分未満 (生活援助は40分未満)	30分以上 1時間未満 (生活援助は45分以上)
身体介護	1, 630円	2, 440円	3, 870円
生活援助	—	1, 790円	2, 200円

☆平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスをおこなう場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・ 夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・ 早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・ 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

【介護職員処遇改善加算等について】

介護職員等処遇改善加算Ⅱ・・・・・・・・・・加算率 22.4%

②その他のサービス

○行政手続きの代行等、当面の間無料とさせていただきます。

○介護保険以外のサービスの提供につきましては、協議の上別途料金とさせていただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。
その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

(3) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下の方法でお支払いください。（1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額になります。）

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%（自己負担相当額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交代（契約書第6条参照）

①ご契約者からの交代の申し出

選任された訪問介護員の交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交代を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交代

事業者の都合により、訪問介護員を交代することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は 5. 当事業所が提供するサービス で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する電話等も使用させていただく場合がございます。

（４）提供するサービスの第三者評価の実施状況…なし

（５）サービス内容の変更（契約書第 10 条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（６）訪問介護員の禁止行為（契約書第 14 条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご契約者もしくはその家族からの高価な物品等の授受
- ③ ご契約者の家族に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他契約者もしくはその家族に行う迷惑行為

7. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けております。

◎苦情受付窓口（担当者） 落丸 慶子
（職 種） 管理者

◎受付時間 8：30～17：30（土日を除く）

（２）行政機関その他苦情受付機関

宮崎市役所 福祉部 介護保険課	所在地 電話番号・FAX 受付時間	宮崎県宮崎市橘通西 1－1－1 0985－21－1777 8:30～17:15(土日祝日・年末年始を除く)
宮崎県国民健康保険団体連合会介 護保険事務局	所在地 電話番号・FAX 受付時間	宮崎市下原町 231 番地 1 0985－35－5301（25－0268） 9：00 ～ 17：00
宮崎県庁 長寿介護課	所在地 電話番号・FAX 受付時間	宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 0985－26－7059（26－7344） 9：00 ～ 17：00

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

合同会社美聖 訪問介護センター

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。